

## 平成28年11月に改正港則法が一部施行され、「雑種船」が「汽艇等」となり、対象範囲が変更されます。

### 雑種船の名称及び対象範囲の変更 (港則法第3条第1項)

#### 【改正前】

この法律において、「**雑種船**」とは、**汽艇**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。



#### 【改正後】

この法律において、「**汽艇等**」とは、**汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

(改正前)

ざっしゅせん  
『**雑種船**』

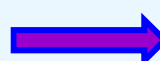
名称の変更



(改正後)

きていとう  
『**汽艇等**』

対象範囲の変更



**汽艇**  
活動範囲が**主として港内**  
**であるか否か**で判断

**総トン数20トン**  
**未満の汽船**(注1)(注2)  
総トン数が**20トン未満か**  
**20トン以上**で判断

対象がより明確  
になります

(注1) 「汽船」は動力船の総称です。

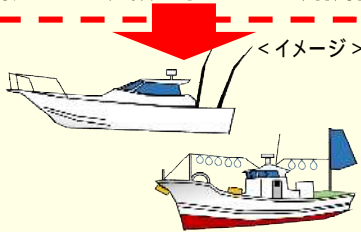
(注2) 長さには関係なく、総トン数が20トン以上であれば、「汽艇等」には含まれません。

この改正により、主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港内を航行するときは、「**汽艇等**」となります。

### 新たに「汽艇等」になる船舶に関連する港則法のルール

「**汽艇等**」となる船舶に以下のルールが適用されます。

#### 【新たに「汽艇等」となる船舶】



主として港外で活動していた総トン数20トン未満の船舶(プレジャーボート、漁船等)

#### ・港内での避航義務 (港則法第18条)

狭い港内では運動性能が悪く操船範囲が限られる大型の船舶を、操船自由度の高い**小型の船舶**が**避けなければなりません**。

#### ・みだり係留の禁止 (港則法第9条)

係船浮標や貨物船など大きな船舶が着岸する公共岸壁などへ**正当な理由なく係留することは禁止**されます。

【お問い合わせ先】 最寄の海上保安部又は管区海上保安本部にお問い合わせください。

第 管区海上保安本部

交通部航行安全課

海上保安部

代表00-0000-0000 (直通00-0000-0000)

代表00-0000-0000 (直通00-0000-0000)

<イメージ図>

汽艇(機関を用いて推進する船舶で比較的小型のもの)

機関を用いて推進しない船舶

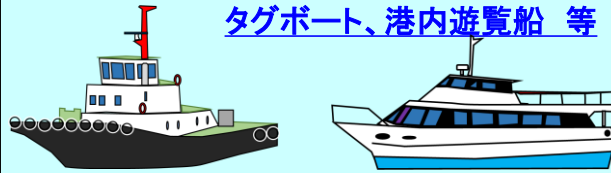
1

※新たに対象外となる船舶

総トン数20トン以上

港内で活動する汽船

港内で活動する  
タグボート、港内遊覧船 等



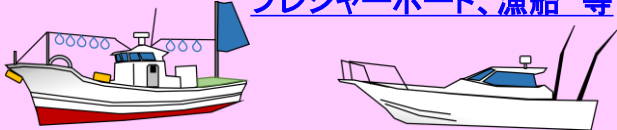
2

※新たに対象となる船舶

総トン数20トン未満

港外で活動する汽船  
が港内にある場合

港外で活動する  
プレジャーボート、漁船 等

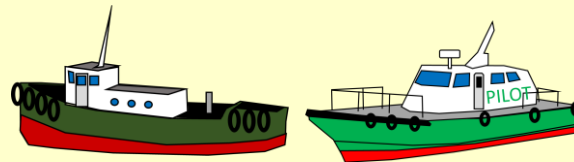


3

※現状から変更なし

総トン数20トン未満

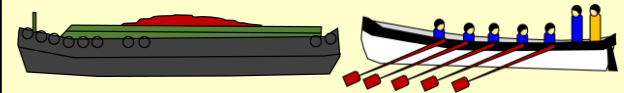
港内で活動する汽船



4

※現状から変更なし

はしけ、端舟、ろかい船



「雑種船」: ①+③+④



「汽艇等」: ②+③+④

